

## 平成 21 年分収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容等 に関する補足調査結果【都道府県選挙管理委員会分】

### I. 形式的不備等について

Q 1. 形式審査の段階（又は提出行為の際）において、収支報告書上の「支出」に関する箇所について、不備等を指摘する事項はありましたか？

(選管数)

なかった					1
あった					46
	不備等を指摘した 政治団体の割合	1～3割	4～6割	7～9割	計
制度導入前と比較					
ほとんど変わらない		8	11	14	33
若干減っている		7	2	1	10
格段に減っている		1			1
記録していないため不明					2

Q 2. 形式審査の段階（又は提出行為の際）において、「政治資金監査報告書」について問題はありましたか？

なかった		6
あった		41
政治資金監査マニュアルで示された記載例によらずに、まったく任意の様式により作成されていたものがあった。		9
あて名が政治団体の名称の略称となっていたものがあった。		3
あて名が会計責任者の名称など、国会議員関係政治団体の名称以外のものとなっていたものがあった。		7
監査人名が自署ではないものがあった。		36
監査人の押印がされていないものがあった。		3
領収書等の亡失等があるにもかかわらず、亡失等一覧表を添付していないものがあった。		13
そもそも監査報告書の提出義務を知らない団体があった。		19
その他		11

※ 複数項目回答のため、選管数とは一致しない。

#### 【その他の主な内容】

- 年途中で設立された団体で監査対象期間が誤っているものがあった。
- 適用条文が誤っているものがあった。

- 収支報告書に5万円以上の支出しか記載していないにもかかわらず、適正である旨の監査報告書が添付されているものがあつた。
- 監査報告書の日付が宣誓書よりも後の日付になっているものがあつた。

Q3. 領収書等の写し等の提出に関して、問題と思われる事例はありましたか？

なかつた	2
あつた	45
添付すべき領収書等(写)の添付漏れがあつた。	30
領収書等を徴し難かつた支出の明細書の添付漏れがあつた。	28
振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあつた。	28
編綴が杜撰で各支出との対応関係がわかりにくいものがあつた。	30
その他	11

※ 複数項目回答のため、選管数とは一致しない。

**【主な事例】**

- 領収書等の3事項の記載に不備のあるものがあつた。
- 収支報告書の記載事項と領収書等の記載事項が一致していないものがあつた。
- 収支報告書に記載のない支出に係る領収書等の写しが添付されているものがあつた。
- あて名が記載されていないもの、あて名が国会議員関係政治団体以外の名称が記載されているものがあつた。
- 複写が薄く、判読できないものがあつた。
- 領収書等亡失等一覧表が添付されておらず、領収書等が全て保存されていたとして監査報告書が添付されていたにもかかわらず、少額領収書等の写しの提出命令を受けて、領収書等をなくしたと申し出る政治団体があつた。
- 少額領収書等の提出命令を受けて領収書等を確認したところ、金額を間違えていたことが判明し、収支報告書を訂正する政治団体があつた。

II. 政治資金監査報告書の記載内容について

Q4. 政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされるもの(「1 監査の概要」欄(4)にその旨の記載があるもの)で、次の2例以外の理由が記載されていたものはありましたか？

- ・作業スペース不足等により円滑な監査の実施が困難なため
- ・同一の国会議員に係る複数団体の監査の効率的実施のため

なかつた	28
あつた	19

【主な事例】	
理由	実施場所
入出金が少なく、効率的な実施のため	党本部
効率的な実施のため	党県連事務所
	監査人事務所
移転又は退去のため	代表者等の関係者事務所
	監査人事務所
遠隔地のため	同一国会議員に係る国会議員関係政治団体の主たる事務所
会計責任者が病気療養の必要があり、提出日が切迫したため	監査人事務所
記録が大部で、時間を要するため	監査人事務所
支出が1件しかなかったため	監査人事務所
理由を明記せず他の政治団体名を記載	同一議員に係る国会議員関係政治団体の主たる事務所
理由を明記せず実施場所のみ記載	代表者事務所
	監査人事務所
一切の書類が保管されているため	会計担当者の所在事務所(候補者の個人事務所)
主たる事務所に書類が保管されていないため	監査人事務所

Q5. 先の調査において、「記載例(3)で政治資金監査報告書の提出があった政治団体数」と分類したもの(「2 監査の結果」欄柱書きに「(別記)を除き」との記載があるもの)のうち、その(別記)に、次の3例以外の事項が記載されていたものはありましたか？

- ・領収書等亡失等一覧表
- ・支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費
- ・当該団体に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

なかった	43
あった	3

※ 記載例(3)で提出がなかった旨の回答 1団体

【主な事例】
○ 別記として、別添の「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と記載し、政治資金監査報告書に徴難明細書を添付しているものがあった。
○ 別記として、指導内容を記載しているものがあった。

Q6. その他、政治資金監査マニュアルで示している記載事項以外の事項が記載されていたものはありましたか？

なかった	46
あった	1

**【主な事例】**

- 「2 監査の結果」の3号監査事項に、「領収書のあて名又は支出の目的の記載不備が一部にみられたものの」と記載しているものがあった。
- 「2 監査の結果」に、「法第19条の13第2項第1～4号に規定する事項については収支が発生しておらず、会計帳簿は保存されていた」と、1～4号監査事項の結果をまとめて記載しているものがあった。
- 「2 監査の結果」の1号監査事項に、「収入のみであり、支出は会計帳簿、明細書が保存されていた。」と記載しているものがあった。
- 「2 監査の結果」に、3号監査事項の結果を記載していないものがあった。

Ⅲ. その他

Q7. 領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載された支出で、政治資金監査マニュアルで例示している「領収書等を徴し難い事情」（政治資金監査マニュアル（平成22年9月版）V4（2）参照）以外の事情が記載されたものはありましたか？

なかった	38
あった	9

**【主な理由】**

- 紛失したため
- 紛失し、再発行してもらえなかったため
- 領収書等の様式に目的欄が設けられておらず、3事項が具備されていないため
- 領収書等の印字が薄く、支出内容が確認できないため
- 政務調査報告に原本を提出したため

Q8. 政治資金監査に関して、政治団体又は登録政治資金監査人から問合せはありますか？

ない	33
ある	14

**【主な内容】**

- 政治資金監査の制度について
- 登録政治資金監査人の登録者について

- 登録政治資金監査人の斡旋について
- 登録政治資金監査人の業務制限の該当性について
- 政治資金監査報告書の記載内容について
- 収支がない団体の政治資金監査の必要性、何を監査するのか
- 支出が少額で数万円をかけて政治資金監査を行う必要性について
- 要旨公表後の政治資金監査報告書の訂正方法について（領収書等の亡失等がないにもかかわらず、ある旨記載してしまったため）
- 政治資金監査の費用について
- 具体の支出について、適法な支出であるかどうか
- コンビニで支払った際の振込受領証は、領収書として取り扱われるか
- 1件の支出の取扱いについて

Q9. 政治資金監査に関して、その他問題となった事項はありますか？

ない	41
ある	6

**【主な内容】**

- 登録政治資金監査人である者が自ら会計責任者を務める政治団体の監査を実施した。
- 領収書等亡失等一覧表に記載の支出について、収支報告書提出後に領収書が発見された場合の政治資金監査について
- 収支報告書訂正時の政治資金監査報告書の取扱いについて
- 複数の登録政治資金監査人に監査を依頼したがいずれも拒否されたため、収支報告書が提出できない旨の申し出があった。
- 収支報告書が完成しておらず、支出の部分の様式に代えて他の書類を添付して提出しようとした政治団体があり、政治資金監査報告書が添付されていた。
- 登録政治資金監査人が窓口で収支報告書を提出し、場合によってはその場で修正していた。

Q10. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等はありませんか？

ない	19
ある	28

**【主な内容】**

- 政治資金監査報告書に記載誤りがみられるため、正確な記載を行ってほしい。

- 収支報告書と領収書等の記載内容が一致しないものがみられるため、記載内容の突合を確実に行ってもらいたい。
- 収支報告書に誤字・脱字や計算誤り等の誤記載がみられるため、記載内容の確認を確実に行ってもらいたい。
- 添付して提出された領収書等の記載事項に不備がみられるため、適切な監査を行ってもらいたい。
- 収支報告書に記載されている支出に係る領収書等の添付漏れがみられるため、政治団体に対して指導してもらいたい。
- 領収書等の編纂が整理されていないものがみられるため、政治団体に対して指導してもらいたい。

## ○ 対応案

### 1 政治資金監査報告書の記載について

#### ① 政治資金監査報告書の記載誤り

- ・ 政治資金監査マニュアルでは、政治資金監査報告書の記載方法について記載例を示しながら記述しており、研修テキスト改定版及び「政治資金監査報告書の記載について（平成22年度第5回委員会）」で一層の内容充実を行った。
- ・ 多くの選挙管理委員会の形式審査において、記載誤りや不備が指摘されているところであり、研修テキスト改定版及び「政治資金監査報告書の記載について（平成22年度第5回委員会）」を参照し、適切な政治資金監査報告書の記載に努めるよう、説明会等の機会を捉え周知徹底する必要がある。

#### ② 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載

- ・ 政治資金監査マニュアルでは、主たる事務所で行わないことができる例外として、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリングを通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認できることを条件として2つの例を掲げており、政治資金監査報告書にはその理由を明らかにした上で実施場所を特定して記載する取扱いとしている。
- ・ 政治資金監査は主たる事務所で行うことが基本であり、異なる場所での実施はあくまで例外であることを踏まえ、異なる場所で行う可否の判断については、例示を参考に判断すべきであること、また、異なる場所で行う場合には理由を明確に記載することが必要であることを、説明会等の機会を捉えて周知を図る必要がある。

#### ③ 収支報告書訂正に当たっての政治資金監査報告書の取扱い

- ・ 収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、平成22年第5回委員会で見解「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」を示したところである。
- ・ 説明会等の機会を捉えて周知を図る必要がある。

- ④ 政治資金監査報告書の記載誤り等の訂正
- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについては、平成22年度第5回委員会で見解「政治資金監査報告書の訂正について」を示したところである。
  - ・ 説明会等の機会を捉えて周知を図る必要がある。
- ⑤ 収支報告書提出後の収支報告書の訂正を伴わない事情変更による政治資金監査報告書の内容の変更について
- ・ 取扱いについて、政治資金監査に関するQ&Aを示し、周知を図ることとしてはどうか。

## 2 収支報告書及び領収書等の記載について

- ① 政治資金監査報告書における指摘がないにもかかわらず領収書等の記載不備や収支報告書との不一致があること。
- ② 政治資金監査を受けたにもかかわらず収支報告書の誤字・脱字や計算誤り等の誤記載があること。
- ①②の対応
- ・ 政治資金監査マニュアルでは、会計帳簿と関係書類の突合を行い、さらに、会計帳簿の記載内容が収支報告書に漏れなく記載されているか、収支報告書の支出部分に計算誤りがないか確認することとしている。
  - ・ 政治団体から提出される収支報告書について、各選挙管理委員会の形式審査において、①及び②が指摘されているところであり、大多数の選挙管理委員会にあっては、不備を指摘する政治団体の割合は政治資金監査制度導入以前と変化がないとしているところであるため、収支報告書と関係書類の突合及び収支報告書の記載内容に誤りがないことの確認を確実に実施し、領収書等の記載に不備がある場合にはその旨指摘するよう、説明会等の機会を捉え周知徹底する必要がある。
- ③ 領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載内容
- ・ 規正法上、領収書等を徴し難い事情があったものについては、徴難明細書を作成しなければならないとされており、政治資金監査マニュアルでは、領収書等を徴し難い事情は、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいうとして、具体例を示しており、具体例以外の場合でも、登録政治資金監査人がヒアリングにおいて合理的に判断できる場合には認めて差し支えないとしているところである。
  - ・ 選挙管理委員会から、一度発行された領収書等を亡失した場合等本来領収書等亡失等一覧表に記載すべき支出が見受けられるとの指摘があることから、適切に監査が実施されるよう、説明会等の機会を捉え周知徹底を図る必要がある。

### 3 領収書等の整理について

① 収支報告書に記載されている支出に係る領収書等や徴難明細書等の添付忘れ

② 領収書等の編纂

①②の対応

- ・ 領収書等の写し等の提出については、会計責任者の責任において行われるものであり、登録政治資金監査人に求められる政治資金監査事項とはなっていないが、政治資金監査において確認した領収書等が提出されず、収支報告書の記載内容と領収書等の整合がとれない場合には、政治資金監査の信頼性に疑問を持たれる可能性もあることから、収支報告書と突合できる書類が存在しない場合にはその旨指摘するよう、説明会等の機会を捉え周知を図る必要がある。

また、領収書等を効率的に確認できるよう整理し、領収書等の提出漏れが発生しないよう、登録政治資金監査人から政治団体に対して助言を行ってもらうことが効果的であり、説明会等の機会を捉え周知を図る必要がある。